

I 調査の概要

1 調査の目的

茨城県に所在する事業所における製造品及び商品について、茨城県と他の都道府県との間の取引状況を明らかにする。

2 調査の根拠

茨城県統計条例（平成20年茨城県条例第45号）及びこれに基づく茨城県物資流通調査規則（昭和56年茨城県規則第79号）による。

3 調査の期間

（1）調査の対象となる期間

平成27年1月1日から12月31日までの1年間

（2）調査の実施期間

平成28年8月8日から10月14日まで

4 調査の範囲

（1）母集団の設定

ア 製造業

日本標準産業分類に掲げる大分類の「E：製造業」に属する事業所のうち、「物資流通調査品目表」に掲げる322品目を生産している事業所

イ 商業

日本標準産業分類に掲げる大分類の「I：卸売業、小売業」に属する事業所

（2）抽出の方法

ア 製造業調査

工業統計調査及び経済産業省生産動態統計調査の名簿及び個票から経済産業省が作成した名簿情報に基づき、調査品目別に出荷額又は生産額の茨城県内シェアの上位を構成する事業所を選定した。

イ 商業調査

統計法（平成19年法律第53号）第27条の規定に基づく「事業所母集団データベース」（平成26年年次フレーム）から、産業大分類が「I：卸売業、小売業」に属する事業所の母集団名簿情報について総務省統計局より提供を受けた後、これを産業小分類ごとに売上（収入）金額が上位のものから選定した。

ただし、売上（収入）金額に加え、事業所の経営組織、従業者数、取扱商品、業態、開設時期、地域特性、管理・補助的業務を行う事業所か否か等、事業所の規模や活動状況の情報を総合的

に勘案して選定した。また、事業所の企業情報（産業分類、取扱商品）をもとに、企業内における県内事業所の状況も併せて選定基準とした。

(3) 調査対象事業所数

製造業……1, 651事業所

商業……2, 299事業所（卸売業：318, 小売業：1, 981）

5 調査の方法

- (1) 製造業調査票及び商業調査票によって調査を実施した。
- (2) 郵送調査を基本とし、調査対象の求めに応じて、調査票の送達についてはインターネットからのダウンロードを、また、調査票の回答については電子メールによる回答を併用した。

6 調査の事項

事業所の名称、所在地及び従業者数などの他、次の事項を調査した。

(1) 製造業

品目別生産額、自工場消費額及び出荷額に関する事項

(2) 商業

品目別仕入額、販売額、商品手持額に関する事項

7 集計

製造業調査については、対象事業所の産業分類が不明のため、「品目分類別」のみの集計とした。

商業については、「産業分類別」と「品目分類別」の2種類で集計した。

* 「産業分類別」…対象事業所の主たる産業ごとに集計したもの

例) A事業所（自動車卸売業）→ 自動車卸売業：1〔計1〕

* 「品目分類別」…対象事業所が取り扱う品目・サービスの種別ごとに集計したもの

例) A事業所（乗用車及び原動機を卸売）→ 輸送機械：1, はん用機械器具：1〔計2〕

8 有効回答率

製造業……64.4%

商業……47.6%（卸売業：61.9%, 小売業：45.3%）